令和5年第4回伊勢崎市議会定例会提出予定議案(概要)

種	別	件名	件数
専決処分	財政関係	令和5年度伊勢崎市一般会計補正予算(第5号)の専決処 分の承認について	1
	 		1
条例関係	一部改正	伊勢崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 ほか4件	5
	計		5
財政関係	決算認定	令和4年度伊勢崎市一般会計歳入歳出決算認定について ほか10件	1 1
	補正予算	令和5年度伊勢崎市一般会計補正予算(第6号) ほか1件	2
	計		1 3
その他	契約の締結	伊勢崎市民プール解体整地工事請負契約の締結について	1
	損害賠償	和解及び損害賠償の額を定めることについて	1
	指定管理者	公の施設の指定管理者の指定について	1 4
	市道路線	市道路線の廃止について	1
	計		1 7
合≫。据、生	計		3 6

※ 報 告

- 第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 第12号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 第13号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 第14号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 第15号 市営住宅の管理上必要な訴え(和解を含む)の提起についての専決処分の報告 について

- 第16号 市営住宅の管理上必要な訴え(和解を含む)の提起についての専決処分の報告 について
- 第17号 令和4年度伊勢崎市土地開発基金運用状況について
- 第18号 令和4年度伊勢崎市美術品等取得基金運用状況について
- 第19号 令和4年度伊勢崎市健全化判断比率の報告について
- 第20号 令和4年度伊勢崎市資金不足比率の報告について

令和5年第4回伊勢崎市議会定例会提出予定議案(内容説明)

et III		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	则会徒田丁疋議条(<u>内谷</u> 祝明)) be = 11 b
種別	番号	件 名	内 容	主管課名
専決処分	7 3	令和5年度伊勢崎市一般 会計補正予算(第5号) の専決処分の承認につい て	※歳入歳出予算の総額にそれ ぞれ 150,000 千円を追加し、 総額をそれぞれ 83,073,808 千 円としたもの	財政課
決算認定	7 4	令和4年度伊勢崎市一般 会計歳入歳出決算認定に ついて	歳入決算額 83, 181, 497, 899 円 歳出決算額 79, 787, 699, 755 円 歳入歳出差引残額 3, 393, 798, 144 円	財政課
	7 5	令和4年度伊勢崎市小型 自動車競走事業費特別会 計歳入歳出決算認定につ いて	歳入決算額 24, 982, 420, 658 円 歳出決算額 24, 726, 546, 369 円 歳入歳出差引残額 255, 874, 289 円	財政課
	76	令和4年度伊勢崎市学校 給食センター事業費特別 会計歳入歳出決算認定に ついて	歳入決算額 2,141,703,750円 歳出決算額 2,117,344,873円 歳入歳出差引残額 24,358,877円	財政課
	7 7	令和4年度伊勢崎市国民 健康保険特別会計歳入歳 出決算認定について	歳入決算額 20, 076, 238, 875 円 歳出決算額 19, 749, 353, 476 円 歳入歳出差引残額 326, 885, 399 円	財政課
	78	令和4年度伊勢崎市後期 高齢者医療特別会計歳入 歳出決算認定について	歳入決算額 2,622,052,079 円 歳出決算額 2,604,470,169 円 歳入歳出差引残額 17,581,910 円	財政課
	7 9	令和4年度伊勢崎市介護 保険特別会計歳入歳出決 算認定について	歳入決算額 17,685,008,375 円 歳出決算額 17,046,533,015 円 歳入歳出差引残額 638,475,360 円	財政課
	8 0	令和4年度伊勢崎市水道 事業の決算認定について	 ※収益的収入及び支出 収入 4,400,454,386 円 支出 3,754,925,253 円 差引 645,529,133 円 ※資本的収入及び支出 収入 1,151,630,750 円 	財政課

		支出 3,036,389,166円差引 △1,884,758,416円資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,884,758,416円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額174,490,736円、当年度分損益勘定留保資金1,058,312,448円、減債積立金496,579,341円、建設改良積立金155,375,891円で補塡した。	
8 1	令和4年度伊勢崎市公共下水道事業の決算認定について	※収益的収入及び支出 収入 2,715,518,329 円 支出 2,483,345,063 円 差引 232,173,266 円 ※資本的収入及び支出 収入 1,817,883,890 円 支出 2,795,119,131 円 差引 △977,235,241 円 資本的収入額が資本的支出額に不足する額 977,235,241 円 は、過年度分消費税及び地方 消費税資本的収支調整額38,694,645 円、当年度分消費税資本的収支調整額38,694,645 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,440,852 円、過年度分損益勘定留保資金96,132,244 円、当年度分損益勘定留保資金96,132,244 円、当年度分損益勘定留保資金738,834,396 円、減債積立金81,133,104 円で補塡した。	財政課
8 2	令和4年度伊勢崎市農業 集落排水事業の決算認定 について	 ※収益的収入及び支出 収入 411,433,229 円 支出 360,981,020 円 差引 50,452,209 円 ※資本的収入及び支出 収入 214,270,000 円 支出 324,293,328 円 差引 △110,023,328 円 資本的収入額が資本的支出額に不足する額 110,023,328 円 は、過年度分損益勘定留保資 	財政課

			金 11,122,944 円、当年度分損 益勘定留保資金 70,913,014 円、減債積立金 27,987,370 円 で補塡した。	
	83	令和4年度伊勢崎市特定地域生活排水処理事業の決算認定について	※収益的収入及び支出 収入 13,677,787 円 支出 12,584,708 円 差引 1,093,079 円 ※資本的収入及び支出 収入 6,329,000 円 支出 9,615,213 円 差引 △3,286,213 円 資本的収入額が資本的支出額 に不足する額3,286,213 円は、 過年度分消費税及び地方消費 税資本的収支調整額25,344 円、当年度分消費税及び地方 消費税資本的収支調整額37,253 円、過年度分損益勘定 留保資金251,277円、当年度分 損益勘定留保資金1,412,799 円、減債積立金1,559,540円で 補塡した。	財政課
	8 4	令和4年度伊勢崎市病院事業の決算認定について	※収益的収入及び支出 収入 18,043,199,053円 支出 17,304,970,962円 差引 738,228,091円 ※資本的収入及び支出 収入 819,062,000円 支出 1,538,752,528円 差引 △719,690,528円 資本的収入額が資本的支出額に不足する額719,690,528円 は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,310,961円(病院事業3,297,225円、介護老人保健施設事業13,736円)、過年度分損益勘定留保資金716,379,567円で補塡した。	財政課
条例関係	8 5	伊勢崎市職員の特殊勤務	人事院規則の一部改正に準	消防本部

		手当に関する条例の一部 を改正する条例案	じ、改正の必要を認めたもの 【概要】 消防事務に従事する職員が 新型コロナウイルス感染症に より生じた事態に対処するた めの特例措置である防疫等作 業手当を廃止するもの	総務課
	86	伊勢崎市印鑑条例の一部を改正する条例案	移動端末設備を利用した証明書コンビニ交付サービスによる印鑑登録証明書の交付申請の手続を定めることに伴い、改正の必要を認めたもの【概要】 移動端末設備を利用した証明書コンビニ交付サービスによる印鑑登録証明書の交付申請の手続を定めるもの	市民課
	8 7	伊勢崎市福祉作業所条例の一部を改正する条例案	伊勢崎市あずま福祉作業所において実施している在宅の 重度心身障害者に対するデイ サービス事業を伊勢崎市桑の 実福祉作業所に統合すること に伴い、改正の必要を認めた もの 【概要】 在宅の重度心身障害者に対 するデイサービス事業を行う 福祉作業所から伊勢崎市あず ま福祉作業所を削るもの	障害福祉課
	88	伊勢崎市営住宅設置条例の一部を改正する条例案	伊勢崎市安堀改良住宅を廃止することに伴い、改正の必要を認めたもの【概要】 (1) 別表第2から伊勢崎市安堀改良住宅の名称及び所在地に関する文言を削るもの(2) 附則において伊勢崎市営住宅管理条例の一部改正を行うもの	住宅課
	8 9	伊勢崎市火災予防条例の	消防法施行規則及び対象火	予防課

		一部を改正する条例案	気無のないのに一を 象対ンロ い酸も 物水め 房隔 で取関部 大管取関部 を象ペワ に 一象びのに一を のおおににも でのに一象びのに一を があるに、気例るに、気例る正 のに 単ルもる での とも での とも での とも での とも での とも での とり を でい とり を での とり を でい とし と でい と でい	
補正予算	90	令和5年度伊勢崎市一般 会計補正予算(第6号)	※歳入歳出予算の総額にそれ ぞれ905,743千円を追加し、総 額をそれぞれ83,979,551千円 とするもの※債務負担行為を補正するも の※地方債を補正するもの	財政課
	9 1	令和5年度伊勢崎市介護 保険特別会計補正予算 (第1号)	※歳入歳出予算の総額にそれ ぞれ638,475千円を追加し、総 額をそれぞれ18,388,504千円 とするもの	財政課

その他	9 2	伊勢崎市民プール解体整地工事請負契約の締結について	※契約方法 指名競争入札 ※工事名 伊勢崎市民プール解体整地 工事 ※工事場所 伊勢崎市民プール ※請負代金額 180,400,000 円 ※受注者 トーモー・島久伊勢崎市民 プール解体整地工事特定建 設工事共同企業体 代表者 伊勢崎市寿町16 2番地	スポーツ振興課
	9 3	和解及び損害賠償の額を定めることについて	トーモー株式会社代表取締役松村史也 伊勢崎市堀下町1193番地先の丁字路において、建設部道路維持課職員の運転するうとでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	管財課
	9 4	公の施設の指定管理者の指定について	※指定管理者に管理を行わせる施設 伊勢崎市青少年育成センター ※指定管理者に指定するもの 伊勢崎市昭和町3918番地 公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社 理事長 池 田 浩 一 ※指定する期間 令和6年4月1日から令和 11年3月31日まで	生涯学習課

9 5	公の施設の指定管理者の指定について	※指定管理者に管理を行わせる施設 伊勢崎市児童センター 伊勢崎市境児童センター ※指定管理者に指定するもの 伊勢崎市上泉町151番地 社会福祉法人伊勢崎市社会 福祉協議会 会長 久保田 勝 夫 ※指定する期間 令和6年4月1日から令和 11年3月31日まで	子育て支援課
96	公の施設の指定管理者の 指定について	 ※指定管理者に管理を行わせる施設 伊勢崎市ちびっこセンター ※指定管理者に指定するもの 伊勢崎市福島町2番地1 伊勢崎市福島町区 区長本木裕 ※指定する期間令和6年4月1日から令和11年3月31日まで 	子育て支援課
9 7	公の施設の指定管理者の 指定について	※指定管理者に管理を行わせる施設 伊勢崎市福祉作業所 ※指定管理者に指定するもの 伊勢崎市柴町896番地4 社会福祉法人伊勢崎市愛の はぐるま会 理事長 二 宮 弘 光 ※指定する期間 令和6年4月1日から令和 11年3月31日まで	障害福祉課
98	公の施設の指定管理者の 指定について	※指定管理者に管理を行わせる施設 伊勢崎市桑の実福祉作業所※指定管理者に指定するもの 伊勢崎市境女塚2883番地1 社会福祉法人桑の実福祉会 理事長 石 川 益 雄	障害福祉課

			※指定する期間令和6年4月1日から令和 11年3月31日まで	
	99	公の施設の指定管理者の 指定について	※指定管理者に管理を行わせる施設 伊勢崎市ふくしプラザ ※指定管理者に指定するもの 伊勢崎市上泉町151番地 社会福祉法人伊勢崎市社会 福祉協議会 会長 久保田 勝 夫 ※指定する期間 令和6年4月1日から令和 11年3月31日まで	高齢政策課
	100	公の施設の指定管理者の指定について	※指定管理者に管理を行わせる施設 伊勢崎市ふれあいセンター ※指定管理者に指定するもの 伊勢崎市上泉町151番地 社会福祉法人伊勢崎市社会 福祉協議会 会長 久保田 勝 夫 ※指定する期間 令和6年4月1日から令和 11年3月31日まで	高齢政策課
	1 0 1	公の施設の指定管理者の指定について	※指定管理者に管理を行わせる施設 伊勢崎市みやまセンター 伊勢崎市高齢者生きがいセンター ※指定管理者に指定するもの 伊勢崎市上泉町151番地 社会福祉法人伊勢崎市社会 福祉協議会 会長 久保田 勝 夫 ※指定する期間 令和6年4月1日から令和 11年3月31日まで	高齢政策課

	102	公の施設の指定管理者の指定について	※指定管理者に管理を行わせる施設 伊勢崎市境社会福祉センター ※指定管理者に指定するもの 伊勢崎市上泉町151番地 社会福祉法人伊勢崎市社会 福祉協議会 会長 久保田 勝 夫 ※指定する期間 令和6年4月1日から令和 11年3月31日まで	高齢政策課
	103	公の施設の指定管理者の指定について	※指定管理者に管理を行わせる施設 伊勢崎市境地域福祉センター ※指定管理者に指定するもの 伊勢崎市上泉町151番地 社会福祉法人伊勢崎市社会 福祉協議会 会長 久保田 勝 夫 ※指定する期間 令和6年4月1日から令和 11年3月31日まで	高齢政策課
	1 0 4	公の施設の指定管理者の指定について	※指定管理者に管理を行わせる施設 伊勢崎市文化会館 ※指定管理者に指定するもの 伊勢崎市昭和町3918番地 公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社 理事長 池 田 浩 一 ※指定する期間 令和6年4月1日から令和 11年3月31日まで	文化観光課
	1 0 5	公の施設の指定管理者の 指定について	※指定管理者に管理を行わせる施設 伊勢崎市境総合文化センター ※指定管理者に指定するもの	文化観光課

			伊勢崎市昭和町3918番地 公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社 理事長 池 田 浩 一 ※指定する期間 令和6年4月1日から令和 11年3月31日まで	
	106	公の施設の指定管理者の指定について	※指定管理者に管理を行わせる施設 伊勢崎市華蔵寺公園遊園地 ※指定管理者に指定するもの 伊勢崎市昭和町3918番地 公益財団法人伊勢崎市公共 施設管理公社 理事長 池 田 浩 一 ※指定する期間 令和6年4月1日から令和 11年3月31日まで	文化観光課
	107	公の施設の指定管理者の指定について	※指定管理者に管理を行わせる施設 伊勢崎市民プラザ ※指定管理者に指定するもの 伊勢崎市昭和町3918番地 公益財団法人伊勢崎市公共施設管理公社 理事長 池 田 浩 一 ※指定する期間 令和6年4月1日から令和 11年3月31日まで	商工労働課
	108	市道路線の廃止について	1路線	道路維持 課